

令和2年度 うるま市地域活動支援助成事業 実施要領

うるま市では、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりの核となる力強い地域社会を育てるとともに、安心して生活できる地域社会づくりを目指しています。

また、「地域住民は、自ら暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」という地域主権型社会においては、地域自らが主体的に地域の課題解決に取り組み、特色ある魅力を生かした地域活性化が求められています。

このため、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりに向けた市民の意識の高揚と市民参画を図ることを目的とした「うるま市地域活動支援助成事業」を実施し、うるま市において自治会や NPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援します。

1. 事業概要

自治会や NPO、ボランティア団体などの地域活動団体が市内で実施する地域活動で、地域の課題解決を図る事業、または、地域の特色を生かした魅力ある地域社会づくりにつながる事業を公募し、当該事業に係る経費に対し、助成金を交付します。

2. 助成の対象となる事業

地域活動団体が市内において主体的に企画実施するまちづくり事業で、市民福祉の向上または公益上必要と認められ、次の要件に該当するものとします。

- ① 地域課題の解決を図る事業
- ② 地域コミュニティの活性化に資する事業
- ③ 地域や市の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ④ その他市長が適当と認めた事業

なお、営利を目的とする事業、宗教活動または政治活動を目的とする事業、公序良俗に反するおそれのある事業、その他、同一事業について他の補助金等を受けている事業は対象となりません。

3. 助成金の金額及び件数

助成金の額は、令和2年度うるま市地域活動支援助成事業予算の範囲内において次のいずれか低い方の額以内とし、40万円を上限とします。

- ① 助成対象経費の10分の10以内の額
- ② 事業の支出総額から当該事業に係る収入（参加料、入場料、協賛金等）を差し引いた額

※選考審査により、採択団体の申請額に満たないことがあります。

4. 地域活動団体の要件

うるま市のまちづくりに資する地域活動団体で、次の要件を満たすものとします。

- ① 主たる活動の場が市内にある団体
- ② 3人以上が、市内に在住する成人で構成される団体
- ③ 会則等が整備され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体

5. 対象経費

助成対象となる経費、対象とならない経費は表のとおりです。対象経費になるか否か不明な経費があれば、お気軽に市担当へお問い合わせください。

経費の項目	助成対象となる経費の例	助成対象とならない経費の例
謝礼金	講師、指導者などに対する講演会などへの出席や活動協力へのお礼など	団体の会員や、イベント・会議等における一般参加者に対するお礼
旅費・交通費 研修費・参加料	講師、指導者などの交通費や宿泊費の実費 団体の会員が参加する事業実施に必要な不可欠な講座受講料、大会参加費等	団体の会員に対する市内移動に係る交通費の実費（打ち合わせなどに参加する際の車代など） 団体の会員が視察や研修に参加するための交通費や宿泊費など
チラシ・ポスターなどの作成費・印刷費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの印刷費や、冊子作成のための印刷製本費など	事業と関係のない活動資料、パンフレット、ポスターなどの印刷費や、冊子作成のための印刷製本費など
消耗品費・材料費	会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの用紙代、材料代など	事業と関係のない会議資料、活動資料、パンフレット、ポスターなどの用紙代、材料代など
食材費	事業を実施するにあたり必要不可欠と認められる食材費（アルコール類を除く）	食事代、事業実施後の打ち上げ経費など、飲食に係る経費
燃料費	事業を実施するために必要な発電機等機材の燃料費	団体又は会員の所有する車両のガソリン代等事業実施に要した分を明確に区分できないもの
通信費	事業の募集案内、会議資料、活動資料などを送付するための切手代や郵送料など	電話料、インターネットプロバイダ料など団体の経常的な通信費 その他、事業と関係のない切手代や郵送料など
委託費	事業実施において、専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合に要する経費	事業実施において、その全部を委託する経費
賃借料	事業を実施するために必要な機器などの借り上げ料	団体（構成員）が自ら所有している機器などの借り上げ料
保険料	行事保険や損害賠償保険など事業を実施する上で必要となる保険料	応募団体の事務所や自動車などに係る経常的な保険料
その他事業実施のために必要な経費	会場使用料 その他事業のために市長が必要かつ適正と認める経費	備品購入費、家賃（敷金等を含む。）や人件費、土地の取得、造成、補償に関する経費のほか、団体の経常的な運営に要する経費（事務局経費など）

※ 助成金決定前に支出された経費及び購入品目（明細：レシート添付など）のない使途不明の領収書は助成対象外になります。

6. 事業実施期間

令和2年度の事業実施期間は、市長による助成決定の日から令和3年2月末日の範囲内となります。

7. 助成事業の交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を整え、提出期間内にご応募ください。提出書類に不備がある場合は、受理できません。

【提出書類】

うるま市地域活動支援助成事業助成金交付申請書（様式第1号）

添付書類① 事業計画書及び事業実施スケジュール

添付書類② 事業収支計画書

添付書類③ 活動概要調書

添付書類④ 構成員名簿

添付書類⑤ 団体の会則等

【提出期間】

令和2年4月1日（水）～ 5月8日（金）【必着】

※持参する場合は8時30分～17時15分まで（土日祝祭日など閉庁日を除きます。）

【提出方法】

郵送または持参により提出してください。

【提出先】

〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1

うるま市役所 市民部 市民協働課（庁舎東棟1階9番窓口）

8. 助成事業の選考審査

学識経験者等で構成する「うるま市地域活動支援助成事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）」が採点方式による書面審査、プレゼンテーション審査を行い選考します。その内容を受けて市長が助成する団体と金額を決定します。

※選考審査の実施は令和2年5月下旬を予定しています。詳しい日程及び場所については、交付申請された団体へ直接ご連絡いたします。

① 書面審査

助成金の対象となる事業か、また、助成の対象となる団体か等の要件については、事務局（うるま市役所市民協働課）で予備審査を行い、事業内容については、選考委員会が審査を行います。

② プレゼンテーション審査

各団体から事業の内容、効果等について7分程度のプレゼンテーションを行ってもらい、その後質疑応答を行います。

③ 採点方法

書面審査、プレゼンテーション審査を踏まえ、5つの審査項目からなる審査基準に基づき、選考委員が10点満点で採点します。

④ 選考結果通知

選考審査の結果は、うるま市地域活動支援助成事業選考審査結果通知書（様式第2号）により、速やかに通知します。

※ 採点等については非公開とします。

9. 審査基準

① 審査項目：次の5項目について、審査します。

審査項目	内 容
1. 公益性・公共性	<ul style="list-style-type: none">社会的ニーズや地域課題を的確に把握し、課題の解決を図ることで、公共の福祉の向上に資する取り組みか。地域の特性を生かし、地域の魅力を高めることで、活性化に寄与する取り組みか。
2. 主体性	<ul style="list-style-type: none">地域課題の解決や地域活性化に向けて地域住民が自ら考え、主体的に行動する取り組みか。
3. 計画性・実現可能性	<ul style="list-style-type: none">地域課題の解決や地域活性化を図ることが効率的に計画され、かつ、実施することが可能な取り組みか。事業内容と費用のバランスが取れているか。
4. 波及効果性	<ul style="list-style-type: none">活動の効果が市民や地域に広がり、うるま市のまちづくりに寄与する取り組みか。
5. 持続性・発展性	<ul style="list-style-type: none">事業終了後も主体的な地域活動が期待できるか。事業終了後においても継続的に地域活動の発展が見込める取り組みか。

② 審査項目の採点評価：審査項目をそれぞれ0～10点（5段階）で採点評価し、その合計点を算出します。

採点評価基準	点数
高く評価できる	9～10点
評価できる	7～8点
普通と思われる	4～6点
あまり評価できない	2～3点
ほとんど評価できない	0～1点

10. 助成事業のスケジュール

内 容	日 程	備 考
1. 事業の募集	令和2年4月1日（水）～5月8日（金） ※持参する場合は8時30分～17時15分まで （土日祝祭日など閉庁日を除く）となります。	
2. 選考審査	令和2年5月下旬予定 ※詳細は調整中のため、交付申請された団体 へ直接ご連絡いたします。	
3. 事業の実施期間	市長による助成決定の日から 令和3年2月28日（日）の範囲内	
4. 実績報告の提出	①事業完了後30日以内 ②令和3年3月5日（金）【最終期限】	①、②のいずれ か早い日までに 提出すること
5. 地域活動報告会	令和3年4月を予定	

11. 活動実績の報告

事業完了後30日以内、または令和3年3月5日（金）のいずれか早い日までに、うるま市地域活動支援助成事業実績報告書（様式第6号）に、関係資料を添えて提出していただきます。

また、翌年度の4月に開催予定の地域活動報告会（公開）において、助成事業の活動実績報告を行っていただきます。

12. 助成金の確定・請求

提出いただいた活動実績報告書に基づき、事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、団体に対しその旨を通知します。

助成金の確定通知が届いたら、速やかにうるま市地域活動支援助成事業助成金請求書（様式第8号）を提出してください。請求書を受理した日から30日以内に団体に対して交付します。

13. 助成金の概算払請求

事業実施にあたり助成金確定の前に交付を受けなければ円滑な事業実施ができないような場合には、助成金の交付決定額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができます。

助成事業の実施に必要と認められる場合にのみ概算払による交付を受けることができるので、その用途内訳を明らかにしてください。

14. 助成金の取り消し

市長は、助成の決定を受けた団体が、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができます。

- ① 助成対象である事業を実施しない場合
- ② 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがない場合

- ③ 助成金を助成対象事業の目的以外に使用した場合
- ④ 定められた期日までに、活動実績の報告をしなかった場合

15. 助成金の返還

助成金の交付決定が取り消された場合は、すでに交付されている助成金の全部または一部を返還していただきます。

また、助成金の額が確定した場合において、すでにその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超過分の助成金を返還していただきます。

16. 様式等の配布・お問い合わせ

様式等は下記の場所で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

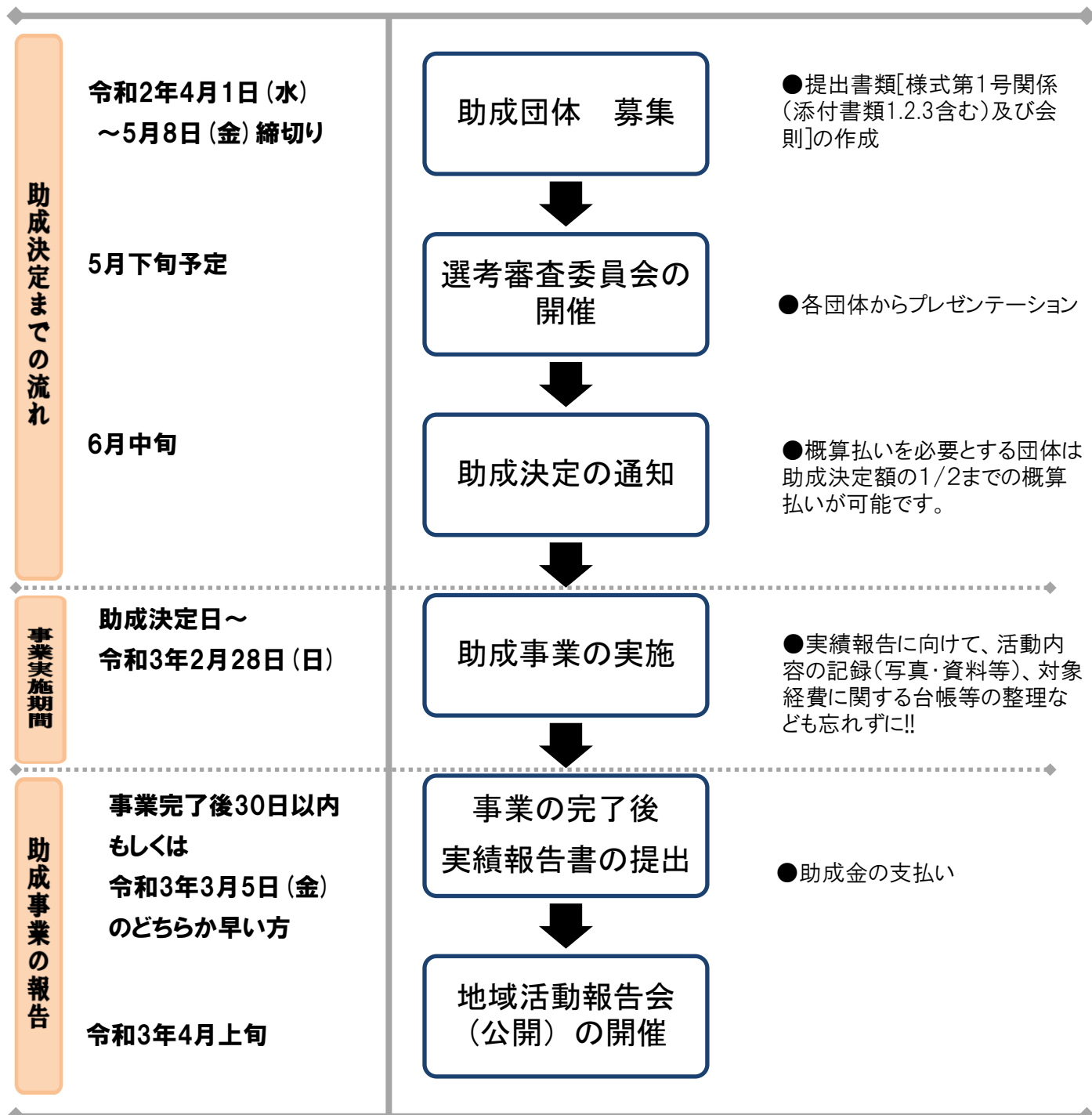
【様式等の配布】

- ① うるま市役所 市民協働課
- ② 市ホームページ <http://www.city.uruma.lg.jp/>
「うるま市→トップページ→行財政・地域コミュニティ→自治会・民生委員・市民活動・非営利団体→市民・非営利団体→うるま市地域活動支援助成事業」
をご覧ください。

【お問い合わせ】

うるま市役所 市民協働課
TEL：973-5487
FAX：974-6764

令和2年度 うるま市地域活動支援助成事業 年間スケジュール



うるま市役所 市民協働課 TEL: 973-5487

※書類の記入方法等わからない点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。